

改正

平成元年 4月 1日

平成 5年 4月 1日

平成13年 5月29日

平成19年 6月 1日

平成22年 4月 1日

平成25年 4月 1日

令和 8年 4月 1日

輔仁会館運営規程

(目的)

第 1 条 学校法人学習院は、学習院の教職員、学生、生徒、その他本院関係諸団体及びその構成員等の厚生、親睦、研修、課外、自治活動等の場として使用するために、輔仁会館を設ける。

前記の目的を達成するため、会館内に学生食堂、学生談話室、教職員食堂、教職員談話室、書店、売店、集会室等を設けるものとする。

(運営委員会)

第 2 条 本院は、この会館の運営を円滑にするために、次の者から成る輔仁会館運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置き、常務理事のうちの 1 名が委員長となる。

常務理事、大学長、高等科長、女子高等科長、中等科長、女子中等科長、初等科長、幼稚園長、大学学生センター所長、総務部長、施設部長、大学学生代表 6 名

ただし、大学学生代表は、大学学生課にその氏名を届け出て公示されるものとし、任期は 1 年とする。

2 大学学生代表の選出については、総務委員会に委任するものとする。

3 委員のうち任期を過ぎた者がある場合には、後任者の決定するまで前任者がその職務を行う。

第 3 条 運営委員会は、委員の過半数の出席をもって成立し、議事は出席委員の過半数をもって決する。

(使用者の範囲)

第 4 条 この会館は、本院の教職員、学生、生徒及び教員の付添のある児童、園児の使用を主とし、その他本院関係諸団体（桜友会、常磐会、父母会、蔡々会等）、その他運営委員会が承認した団

体の使用を認めることができる。

2 集会室の使用については、第5条乃至第9条に定めるところによる。

(調整委員会)

第5条 運営委員会は、この会館内の集会室（本規程により集会室に準じて使用される場合の他の室を含む。以下本規程において同様とする。）の使用調整に関する日常の業務を円滑ならしめるために、輔仁会館集会室利用調整委員会（以下「調整委員会」という。）を設けることができる。調整委員会については別に定める。

(集会室の使用方法)

第6条 この会館の集会室は、広く公平に使用することを原則とし、平日午前9時から午後8時30分までの間所定の手続を経て使用するものとする。細部の調整については、調整委員会が行う。

2 休日の使用については、調整委員会が認めた場合に限るものとする。

(学生食堂の使用)

第7条 定時の食事時間以外の学生食堂は、支障がない場合には集会室に準じて使用を認めることがある。

(学生談話室の使用方法)

第8条 会館3階の学生談話室は、原則として午前9時から午後8時30分までは、一般学生が自由に使用することができるものとし、R1は午後4時以降は集会室に準じて使用を認めることがある。

(集会室の使用手続)

第9条 集会室の使用希望者は、使用申込書に所定の記入をし、会館事務室に提出して、調整委員会の許可を受けるものとする。申込は、使用当日の4週間前から3日前までの間に受け付ける。使用許可は、原則として申込順による。

(使用上の注意)

第10条 会館の使用に当たっては、次の事項を守らなければならない。

一 室内の備品を持ち出したり、机、椅子等を移動したりする場合は、予め会館事務室に届け出て許可を受ける。

二 施設、備品等を破損した場合は、本人の弁償とする。集会の際の破損については、会合の責任者がその責を負うものとする。

三 予め調整委員会の許可を受けなくては、集会室内で酒類を用いてはならない。

(使用料)

第11条 使用料については、別に定めるところによる。

(その他)

第12条 次にかかげる場合には、運営委員会は使用許可を取り消し、又は変更することがある。

- 一 本院の活動に支障を来たす事情が生じたとき
- 二 この規程に違反し、又は施設管理のための注意に従わないとき
- 三 院内の秩序、風紀を紊乱するおそれのあるとき

(内規)

第13条 運営委員会は、本規程の実施に関する内規を定めることができる。

(規程の改正)

第14条 本規程を改正しようとするときは、運営委員会の議を経て、院長が行う。

(事務)

第15条 運営委員会の事務は、施設部施設課が行う。

附 則

- 1 この規程は、昭和52年5月16日から施行する。
- 2 従前の輔仁会館管理使用規程は、この規程施行の日から廃止する。

附 則

この規程は、平成元年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成13年5月29日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。